

**「グループ保険」ご加入の方は、コース改定に伴い、
新コースへのお手続きをしたうえで申込書をご提出ください。**



平成31年の更新のご案内が始まりました!!

H30.3就役した セスナ172 SA359あまつばめ (所属：千歳航空基地)
写真提供：海上保安庁装備技術部航空機課

申込締切日 (手続はお早めに!)

平成30年9月7日 (金)

- 各種注意事項は次ページ以降に記載しておりますので、十分ご確認をお願いします。
- 制度内容等詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

海上保安庁

本庁秘書課
大学・学校総務課
管区本部厚生課

契約代表者：公益財団法人 海上保安協会

平成31年マリアスの変更点について

今年度は以下の制度改定を行います。

●「グループ保険」

コース全面改定！！

⇒詳細はパンフレット5～12Pをご覧ください

●「疾病医療上乘せ保険」

上位コース新設！！

⇒詳細はパンフレット43～48Pをご覧ください

【制度改定に伴うお願い】

「グループ保険」はコース改定に伴い、新コースへの変更のお手続きをお願いいたします！
申込書に必要事項をご記入の上、意思確認のため必ずご提出をお願いいたします！



平成31年マリアスの募集案内について

平成31年の変更点

ご加入者・ご遺族からの声をもとに「グループ保険」のコースを全面改定します！

【ご加入者からの声】

○万が一(死亡)のとき、年金受取ができることを知らなかった。

○結婚・出産といったライフサイクルに合わせてコース変更をしたいけれど、どのコースに変更したらいいのかわからない。・・・etc

【ご遺族からの声】

○これからの生活費として「グループ保険」の保険金は年金受取を希望します。

○(故人が)コースを選択するとき、万が一(死亡)のときに受け取れる毎月の年金額と受取金額をもっとイメージできれば加入するコースも変わっていたかもしれないですね。・・・etc



【新コース (本人)】

コース名 (口数)	年金月額 (約 万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約 万円)	保険金額 (年金原資) (万円)
60	22.2	25	6,675	6,000
55	20.3	25	6,119	5,500
50	18.5	25	5,563	5,000
45	20.3	20	4,887	4,500
40	18.1	20	4,344	4,000
35	15.8	20	3,801	3,500
30	17.6	15	3,182	3,000
25	14.7	15	2,651	2,500
20	11.7	15	2,121	2,000
15	12.9	10	1,553	1,500
10	8.6	10	1,035	1,000
7	—	—	700	700
5	—	—	500	500

加入している方は、
新コースへの変更
のお手続きをお願い
いたします！！
コース選択のポイント
は次のページ
をご覧ください！



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性があります。

平成31年マリアスの募集案内について

平成31年の変更点

【コース選択の考え方】

①受取希望年金月額の確認

- ・ 公的遺族年金の支給額をご確認ください
- ・ 毎月の必要生活費と公的遺族年金の支給額の差額を確認してください
⇒ 受取希望年金月額を算出

公的遺族年金の給付モデル

※職員29歳で結婚（配偶者2歳年下）、第1子30歳・第2子33歳で出産

年齢【歳】	必要生活費【万円】	公的遺族年金【万円】	不足額【万円】
18～25	11.3	2.7	8.6
26～30	15.7	4.8	10.9
31～35	24.1	12.9	11.2
36～40	29.8	14.0	15.8
41～45	33.8	14.5	19.3
46～50	36.3	14.9	21.4
51～55	36.6	12.3	24.3
56～60	24.5	12.9	11.6

※総務省「平成28年度地方公務員給与の実態」に基づき明治安田生命が算出

②年金受取期間の確認

- ・ ご家族の年齢構成を基に年金の受取期間を算出

例) ①加入者本人の在職期間から算出

②お子様が大学を卒業するまでの期間から算出

③コースの選択

- ・ ①、②をもとにコースを選択



【例】 本人38歳・配偶者36歳・第1子8歳・第2子5歳の場合

①受取希望年金月額の確認

必要生活費（29.8万円）－公的遺族年金（14.0万円）＝受取希望年金月額（15.8万円）

②年金受取期間の確認

第2子の大学卒業までの年金受取を希望＝23歳－5歳＝年金受取期間（18年）

③コースの選択

35コースを選択（月額約**15.8**万円×受取期間**20**年）

平成31年マリアスの募集案内について

【改定後の「グループ保険」】

経済的支援 × 精神的支援

万が一（死亡）のときに、残されたご家族の生活を長期間・安定的に支援（経済的支援）するとともに遺族ガイダンスを通じてご家族に精神的サポート（精神的支援）を実現します

●ご存知ですか？遺族ガイダンス

グループ保険にご加入の方がお亡くなりになった場合、ご遺族に対し“精神的支援”、“様々な情報提供”を目的に「遺族ガイダンス」を実施しております。

【「遺族ガイダンス」ってどんなことをしているの？】

- ①ご加入内容はもちろん、必要書類や請求書の記入方法まで詳しくご説明いたします。
- ②30年間の家計収支推移表をお渡しし、ご遺族にとって最善の受取方法をご選択いただけるよう、サポートいたします。
(受取例) ・ お子様大学を卒業するまでの期間を年金受取
・ 配偶者が老齢年金を受け取るまでの期間を年金受取
- ③独自冊子ライフガイドをお渡し、ご遺族が受けられる給付や今後必要な諸手続き等をわかりやすくご説明いたします。
- ④ご遺族がご利用いただけるサービスについてご説明いたします。

<24時間健康・医療相談>

■電話相談【24時間】

保健師、看護師、カウンセラー等のヘルスアドバイザーと顧問医が責任を持ってお答えします。

■相談内容

- 応急処置・夜間救急相談
- 健康増進・健康管理
- 家庭内看護・介護
- 妊娠・出産・育児
- 専門医相談
- 医療機関案内

等

<メンタルヘルス相談>

■電話による相談

専門カウンセラーが、電話にてカウンセリングを行います。

■面談による相談

電話予約をいただき、専門カウンセラー（臨床心理士等）が面接によるカウンセリングを行います。

- カウンセリングは相談者ひとりあたり年間5回まで無料（6回目からは1万円程度の費用がかかります）

<FP相談>

フリーダイヤル（無料）/面談での相談受付

■電話による相談

F P技能士、C F P資格取得者が相続・資産管理・将来設計などに対する疑問にお答えします。

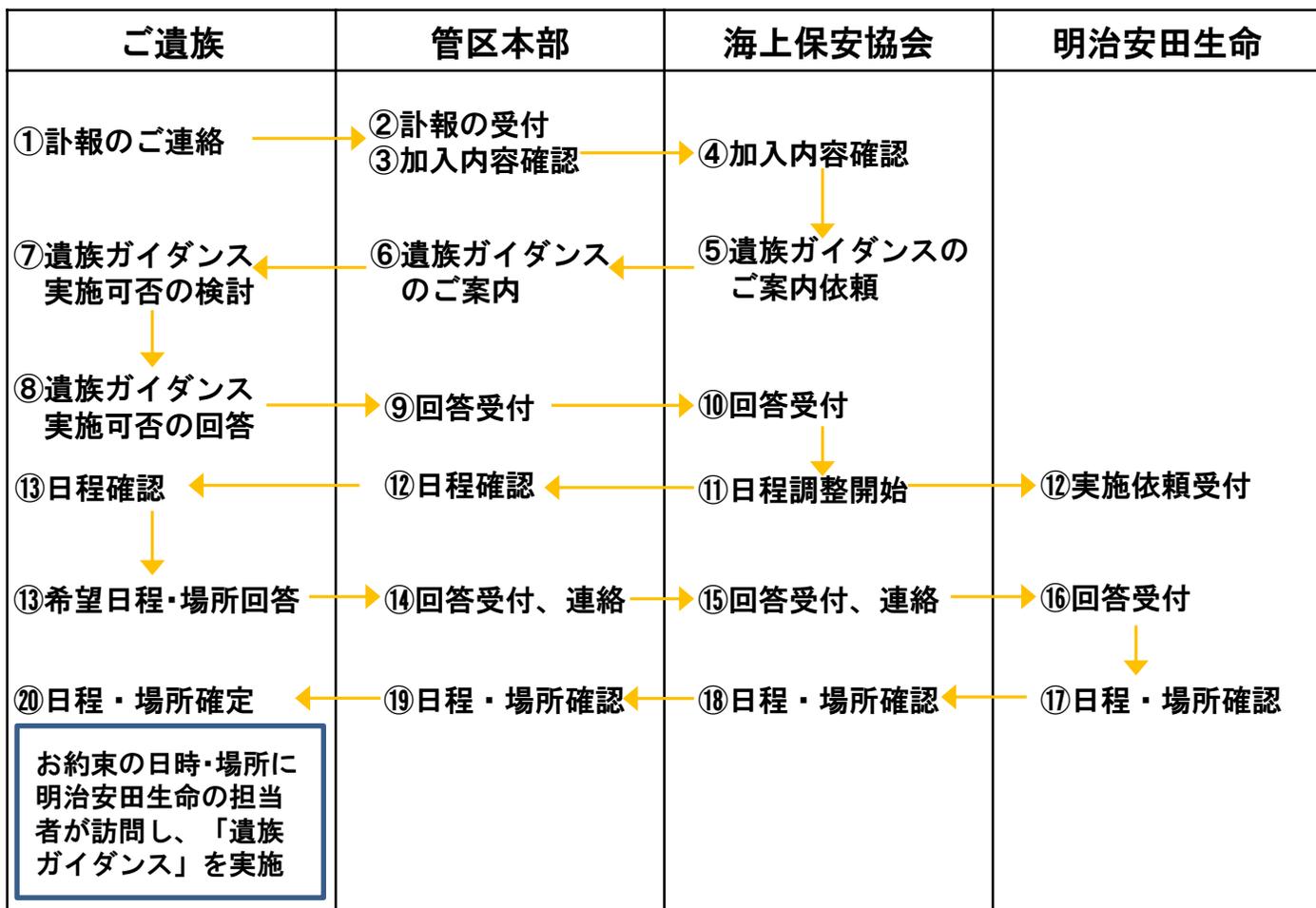
■面談による相談

電話予約をいただき、専門家が面接による相談を実施いたします。

- 相談料は1時間あたり15,000円（税抜）です。一般相談料の25%引で受け付けております。

※上記サービスのご利用期間はご案内到着後、3年間となります。

【「遺族ガイダンス」実施までの流れ】



【よくあるご質問】

	質問	回答
①	日時・場所はどのくらい希望を聞いてくれるの？	ご希望の日時・場所にて対応させていただきます。ご希望の日時・場所をご連絡ください。
②	事前に準備することはあるの？	必要な書類等は当日お持ちいたしますので、特に準備は不要です。
③	請求手続きはガイダンス当日にしないといけないの？	当日に手続きいただくことも可能ですが、必要書類のご準備もありますので、後日対応いただければ結構です。
④	費用はどのくらいかかるの？	「遺族ガイダンス」は無料です。ただし相談サービスの一部(メンタル相談年6回目以降の面談相談、FP相談の面談相談)のみ有料となります。
⑤	遺族ガイダンスを受けた人の反応はどんなかんじなの？	受取方法から請求手続きまでしっかりとフォローをすることで安心いただくケースが多いです。またライフガイドを見て非常に役に立ったというお声を多く頂戴しています。
⑥	遺族ガイダンスはどのタイミングで実施しているの？	ご遺族のご都合で実施させていただいていますが、葬儀が終わって少し落ち着いたタイミングで実施するケースが多いです。

平成31年マリアスの募集案内について

募集期間中のお問い合わせ先

平成30年7月30日(月)～平成30年9月7日(金) 土・日・祝日を除く(9:00～17:00)

- ・グループ保険
- ・医療保障保険
- ・三大疾病保障保険

・明治安田生命保険相互会社
0120-099-600
03-3560-5842(照会期間受付終了後)

- ・団体傷害保険
- ・疾病医療上乗せ保険
- ・長期所得補償保険

・三井住友海上火災保険株式会社
0120-649-002
・有限会社 海交会
03-3297-7582

※上記時間帯以外はマリアスWEBサイト内の「e-mail ちょっとメールで 質問したい」をクリックして、フォームに質問を記載して送信してください ⇒ 後日電話にて回答します

●保険料の引き落としに関するお願い(重要)

マリアス保険の全制度は月払です。

保険料は、海上保安協会に登録されている銀行等の口座から引き落とし(毎月27日)していますが、**残高不足による引き落とし不能で保険料が未納の場合、保険契約が失効することがありますのでご注意ください。**

・引き落とし口座を変更する場合は、海上保安協会にお問い合わせください。

・万が一、口座引き落としができなかった場合は、**海上保安協会から郵便局払込取扱票をお送りしますので、指定期日までに必ず振込みをお願いします。**

⚠ 期日までに保険料の納付が無い場合、保険契約が失効する恐れがあります！

※給与口座と海上保安協会の保険料引き落とし口座は連動していません。給与口座を変更されても保険料引き落とし口座は自動変更されませんのでご注意ください。

●加入、更新に際しての留意事項

①新規加入、加入内容を変更する場合

- ・新規加入、加入内容を変更する場合は必ず**加入申込書(加入申込票)**の手続きとご提出が必要です。
- ・グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険の加入内容に**変更がある場合は、該当箇所すべて記入・押印をお願いいたします。**
- ・また、**新規加入、増額に際しては健康状態の告知を正確に行ってください。**(団体傷害保険は告知不要です)
- ・団体傷害保険は家族構成の変更(結婚、出産、こども就職など)があった場合、タイプ(個人型、夫婦型、家族型)の変更の必要がないか十分に確認し、必要な場合必ず加入申込票の手続き、ご提出をお願いします。
- ・**変更の申出をしない限り、加入申込書(加入申込票)に打ち出された契約内容どおりでの自動継続となりますのでご注意ください。**

②加入内容に変更がない場合

- ・加入申込書(加入申込票)の手続き、提出は不要です。
- ・加入申込書(加入申込票)を提出されない場合、各種保険制度は同保障額で自動継続となりますが、年齢超過による脱退や減額、保険料の年齢による変更は**自動的に適用されます。**

③継続加入できる上限年齢について

- ・ **グループ保険** : 昭和13年7月2日以後に生まれた方。(平成31年1月1日現在満80歳6か月まで)
- ・ **医療保障保険** : 昭和24年7月2日以後に生まれた方。(平成31年1月1日現在満69歳6か月まで)
- ・ **三大疾病保障保険** : 昭和24年7月2日以後に生まれた方。(平成31年1月1日現在満69歳6か月まで)
- ・ **疾病医療上乗せ保険** : 昭和14年1月2日以後に生まれた方。(平成31年1月1日現在満79歳まで)
- ・ **長期所得補償保険** : 現職のうち、昭和34年1月2日以後に生まれた方。
(平成31年1月1日現在満59歳まで)

●マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・疾病医療上乗せ保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。

ぜひアクセスしてください!!

【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能

海上保安協会ホームページトップにある運営事業の「**団体保険マリアス(加入者専用)**」からアクセス又は

<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に接続 (パスワード: 19480512)

◆◆ 海上保安庁 健康安全標語 ◆◆

(健康管理部門)

「あいつで 生まれる笑顔 明るい職場」

第十管区海上保安本部総務部情報通信課 坂口 耕生

(安全管理部門)

「安全は 一人一人が 責任者」

第八管区海上保安本部警備救難部警備課 信開 勝史

